

平成29年3月30日
宇都宮市理財部契約課

入札契約制度の見直し等について

本市の入札契約制度につきまして、下記のとおり見直し等を行いましたので、お知らせいたします。なお、詳細につきましては、別紙を参照してください。

記

1 入札参加資格登録における各等級を区分する総合点数について

平成29・30年度入札参加有資格者名簿（建設工事、建設関連業務委託）における等級区分について、各区分の登録事業者数を適正化し、同一区分内での競争性を確保するため、等級を区分する総合点数を見直しました。

2 総合評価落札方式について

- ・ 業者がより参加しやすい制度とするため、簡素でより運用しやすい評価方式に見直しました。
- ・ 開札日程の短縮や参加者の技術資料作成の負担軽減のため、「実績評価方式」による入札手続について見直しました。
- ・ より高い工事品質を確保するため、優良工事表彰の対象期間や施工場所からの本店距離等に係る評価点について、見直しました。

3 多様な入札契約方式の運用について

工事品質と競争性の確保を図りつつ、より多くの業者の受注機会を拡大するため、「工事成績活用型」、「総合点数を活用した参加要件」を引き続き実施するとともに、これらと目的が重複する「工事実績を活用した参加要件」は廃止し、より分かりやすい入札契約方式に見直しました。

4 特定建設工事共同企業体への発注基準等について

特定建設工事共同企業体による効果的な施工を図るため、これまでの実績などを踏まえ、発注基準等について整理しました。また、建設業法の改正に伴い、対象工事区分に「解体工事」を新設しました。

5 適用日

平成29年4月1日

1 入札参加資格登録における各等級を区分する総合点数について

平成29・30年度入札参加有資格者名簿（建設工事，建設関係業務委託）における等級区分は以下のとおりです。

(1)建設工事

ア 土木一式工事（変更有  が変更部分）

【旧】

等級	総合点数	発注標準金額
A	900 点以上	2,400 万円以上
B	800 点以上 900 点未満	1,400 万円以上 2,400 万円未満
C	710 点以上 800 点未満	600 万円以上 1,400 万円未満
D	710 点未満	600 万円未満

【新】

等級	総合点数	発注標準金額
A	920 点以上	2,400 万円以上
B	800 点以上 920 点未満	1,400 万円以上 2,400 万円未満
C	700 点以上 800 点未満	600 万円以上 1,400 万円未満
D	700 点未満	600 万円未満

イ 建築一式工事（変更有  が変更部分）

【旧】

等級	総合点数	発注標準金額
A	890 点以上	1,500 万円以上
B	720 点以上 890 点未満	300 万円以上 1,500 万円未満
C	720 点未満	300 万円未満

【新】

等級	総合点数	発注標準金額
A	890 点以上	1,500 万円以上
B	730 点以上 890 点未満	300 万円以上 1,500 万円未満
C	730 点未満	300 万円未満

ウ ほ装工事（変更有  が変更部分）

【旧】

等級	総合点数	発注標準金額
A	810 点以上	700 万円以上
B	700 点以上 810 点未満	450 万円以上 700 万円未満
C	700 点未満	450 万円未満

【新】

等級	総合点数	発注標準金額
A	840 点以上	700 万円以上
B	710 点以上 840 点未満	450 万円以上 700 万円未満
C	710 点未満	450 万円未満

エ 管工事（変更無）

等級	総合点数	発注標準金額
A	910 点以上	900 万円以上
B	740 点以上 910 点未満	300 万円以上 900 万円未満
C	740 点未満	300 万円未満

オ 電気工事（変更無）

等級	総合点数	発注標準金額
A	980 点以上	1,400 万円以上
B	790 点以上 980 点未満	400 万円以上 1,400 万円未満
C	790 点未満	400 万円未満

カ 造園工事（変更無）

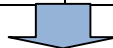
等級	総合点数	発注標準金額
A	750 点以上	500 万円以上
B	750 点未満	500 万円未満

キ とび・土工・コンクリート工事（変更有 が変更部分）

【旧】

等級	総合点数	発注標準金額
A	730 点以上	450 万円以上
B	730 点未満	450 万円未満

【新】



等級	総合点数	発注標準金額
A	740 点以上	450 万円以上
B	740 点未満	450 万円未満

(2) 建設関連業務委託

ア 測量業務（変更無）

等級	総合点数	発注標準金額
A	210 点以上	350 万円以上
B	210 点未満	350 万円未満

イ 補償関係コンサルタント業務（変更無）

等級	総合点数	発注標準金額
A	170 点以上	500 万円以上
B	170 点未満	500 万円未満

2 総合評価落札方式について

(1) 評価方式の運用方法の見直し

現在運用している「地域精通度評価方式」を「実績評価方式」へ組み込み，4つの評価方式から3つの評価方式とし，業者がより参加しやすい制度とするため，簡素でより運用しやすい評価方式に見直しました。

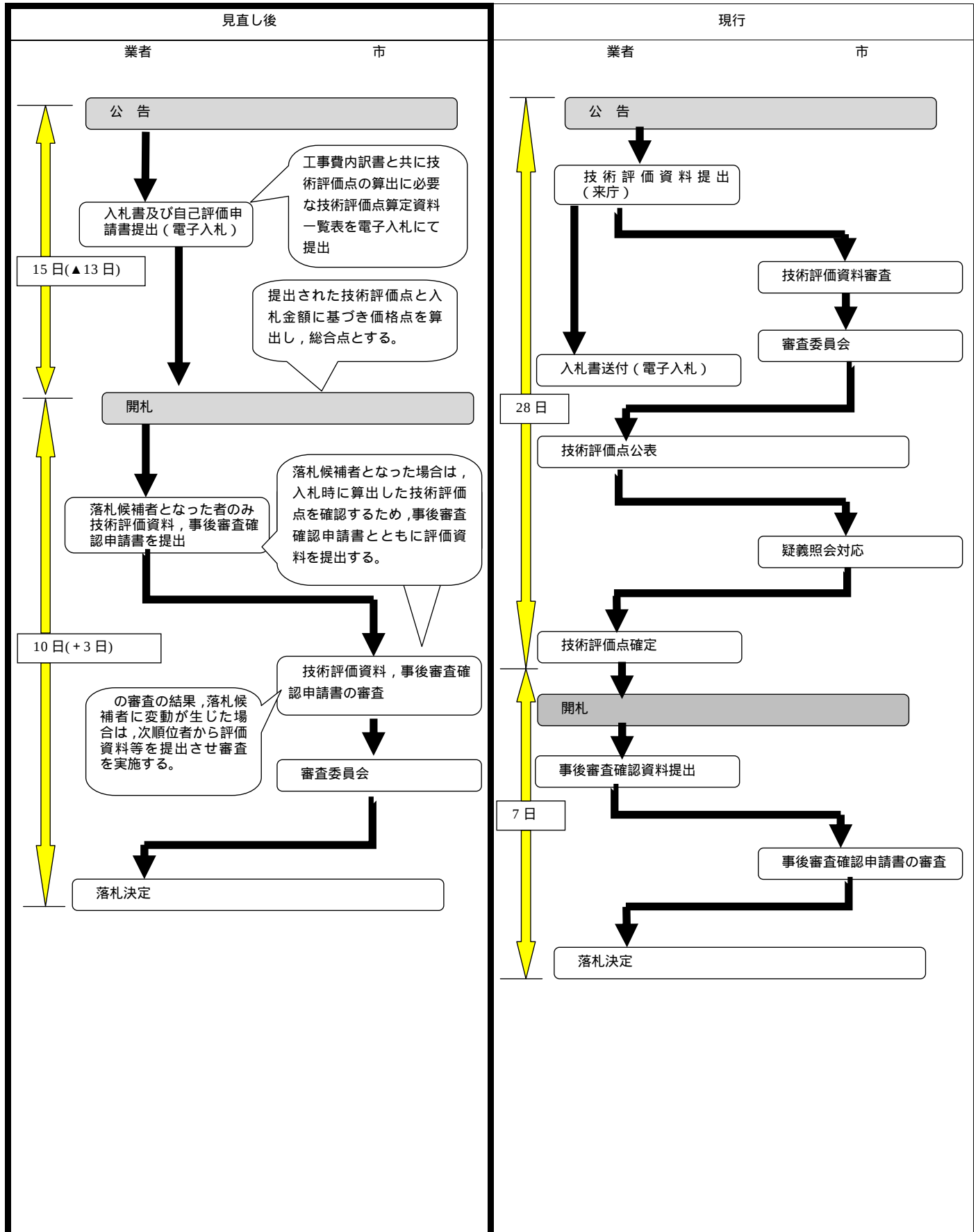
評価方式	対象工種	対象案件
技術提案評価方式	全工種	技術的難易度が極めて高い工事や新しい技術を必要とする工事など技術的工夫の余地が極めて大きい工事であって，民間企業の優れた技術力を活用することにより社会的便益の向上が期待できる案件を選定
施工能力評価方式	全工種	一定レベルの工事において設計金額が概ね6,000万円以上の案件で技術的工夫の余地が大きく，入札者の施工能力，工事成績及び施工計画等と入札価格を一体として評価することで，より高い工事品質に繋がると認められる案件を選定
実績評価方式	全工種	・概ね設計金額2,500万円以上の案件で，企業や技術者の実績等を評価することにより，工事の品質確保が期待できる案件を選定 ・ほ装工事A等級の案件については，前述に加え，地域に精通していることで，地域の実情を踏まえた安全確保が行えるなど，円滑に工事を進められ工事の品質確保が期待できる案件を選定

(2) 入札手続きの効率化

開札日程の短縮や参加者の技術資料作成の負担軽減を図るため，「実績評価方式」において，参加者が評価項目に基づき「技術評価点」を算出し，その結果を入札書とともに提出してもらい，技術点と価格点の算出を行うことで，開札日程が約10日短縮可能となる新たな方式を導入します。

（詳細は，図 1 「実績評価方式の実施の流れ」のとおり）

実績評価方式の実施の流れ



必要日数合計 25日 (▲10日間の短縮)

必要日数合計 35日

(3) 評価点等の変更

ア 「優良工事表彰」対象期間の見直し

10年間としていた優良工事表彰対象期間を5年間に短縮し、直近の表彰実績を評価することで、より高い工事品質の確保を図ります。

イ 「施工場所からの本店距離等」の評価点の見直し

施工場所からの本店距離等については、「近隣での施工実績」を有することでも、地域の状況等を把握でき、円滑な施工が可能であることから、評価点を1.0点から3.0点へ上げました。

ウ 評価点等の変更

さらなる工事品質の確保を図るため、各方式の目的に、より適した評価点等に見直しました。(表1 参照)

【現行】

表1

評価方式 評価項目	施工能力 評価方式	実績評価方式		地域精通度 評価方式
	—	Aタイプ	Bタイプ	—
企業能力評価	8.25	8.25	7.25	6.25
技術者能力評価	2.50	8.50	7.25	2.75
社会性評価	2.00	3.00	2.25	3.50
地域貢献・ 地域精通度評価	0.25	0.25	3.25	7.50
施工計画	7.00	—	—	—
合 計	20.0	20.0	20.0	20.0

【見直し後】

評価方式 評価項目	施工能力 評価方式	実績評価方式	
	—	土木系・営繕系	舗装系
企業能力評価	8.25	8.25	6.25
技術者能力評価	2.50	8.50	4.50
社会性評価	2.00	3.00	2.75
地域貢献・ 地域精通度評価	0.25	0.25	6.50
施工計画	7.00	—	—
合 計	20.0	20.0	20.0

3 多様な入札契約方式の運用について

- (1) 「工事成績活用型」について
「工事成績活用型」を引き続き実施し、高い工事品質の確保を図ります。
- (2) 「総合点数を活用した参加要件」について
「ほ装工」A等級及び「とび・土工・コンクリート工」のうち「整地工事」の各等級を総合点数に応じ分割した参加要件の設定を、引き続き実施します。
- (3) 「工事实績を活用した参加要件」について
「工事实績を活用した参加要件」については、廃止いたします。

4 特定建設工事共同企業体への発注基準等について

特定建設工事共同企業体による発注基準等について、次のとおり整理しました。また、建設業法の改正に伴い、対象工事区分に「解体工事」を新設しました。(表 2 参照)

表 2

工事区分	設計金額	構成員数
土木構造物工事	2 億円以上 4 億円未満	2 者
	4 億円以上	3 者
建築物工事	3 億円以上 5 億円未満	2 者
	5 億円以上	3 者
造園工事	1 億円以上 3 億円未満	2 者
	3 億円以上	3 者
設備等工事	2 億円以上 4 億円未満	2 者
	4 億円以上	3 者
解体工事	土木構造物	
	2 億円以上 4 億円未満	2 者
	4 億円以上	3 者
	建築物	
	3 億円以上 5 億円未満	2 者
	5 億円以上	3 者

構成員の数については、工事が大規模であり、かつ、技術的難易度の高いと認められるものについては、基準を超える構成員数を設定できるものとします。

ただし、構成員数については、これまでの実績を踏まえ、最大概ね 5 者までとします。